

特別定額給付金について

1. 申請方法 郵送申請→5月29日（予定） 振込開始6月中旬から下旬
オンライン申請→5月8日受付開始 振込開始5月下旬
2. 対象者 4月27日に草加市住民基本台帳に登録されている方
3. 給付額 一人10万円
4. コールセンター045-330-0074（5月中旬に番号が変わります。）8時30分から17時15分

子育て世帯臨時特別給付金について

1. 対象 令和2年4月分（一部3月分含む）の特例給付を除く児童手当受給者
2. 給付額 対象児童1人につき1万円
3. 申請方法 申請不要 受給口座に6月中に振込予定



生活困窮者支援関係について

1. 個人向け特例緊急小口資金

- ・相談窓口 草加市社会福祉協議会 ☎048-932-6770
- ・対象者 失業・解雇・勤務シフト減少により収入減となった世帯
- ・内容 上限10万円（特例で20万円）貸付を行う
償還時に所得減が続く住民税非課税世帯には償還免除の特例

2. 住宅確保給付金

- ・相談窓口 まるごとサポート SOKA ☎048-922-0185
- ・対象 失業・解雇・勤務シフト減少により収入減（見込みを含む）で住居を失う恐れのある世帯
- ・内容 住居を確保するための家賃支給（上限あり）3か月、最長9か月まで延長あり

市税・国民健康保険税の納税猶予について

- ・対象 2月以降、1か月以上、収入が大幅に減少（前年と同時期と比較して概ね20%以上減）し、一時に納付が困難と認められる方
- ・内容 1年間、市税・国民健康保険税の徴収を猶予 担保は不要、延滞金は免除
- ・相談窓口 草加市役所納税課 ☎048-922-1124 922-1126

中小事業者支援関係について

1. 草加市飲食店等テイクアウト・デリバリー支援補助金

- ・内容 登録店当たり 20 万円（パン屋・惣菜店は 10 万円まで）の助成
- ・市民還元 5 月 19 日から 7 月 31 日まで登録店で、自社調理品を含む購入の際は最大 50%500 円まで補助する

2. 草加市セーフティーネット保証利用支援補助金

- ・対象 5 号認定の上、県の制度融資を利用する事業者
- ・内容 埼玉県信用保証利用時の自己負担を補助（上限 50 万円まで）
信用保証料が全額免除となるよう助成する
- ・受付 5 月 18 日申請受付開始
- ・窓口 草加市役所産業振興課 ☎048-922-0151（代表）

3. 草加市創業者向け持続化給付金

- ・対象 本年 1 月 1 日から 4 月 7 日までの市内創業者
国の持続化給付金の対象期間から外れた市内事業者
- ・内容 売上減少の要件を満たした場合に 50 万円を給付
- ・受付 5 月 18 日申請受付開始予定
- ・窓口 草加市商工会議所 住所:中央 2-16-10 ☎048-928-8111

草加八潮地域外来・検査センターについて

- ・開設日 令和 2 年 5 月 12 日から
- ・運営主体 草加八潮医師会
- ・運営方法 週 3 回、午後 2 時間開設 20 検体の採取
- ・検査方法 ドライブスルー方式等による PCR 検査
- ・検査会場 非公開
- ・検査までの流れ
 - ① 発熱の症状がある場合は地域のかかりつけ医等に相談（電話またはオンライン診療）
 - ② 医師の診断で PCR 検査が必要と判断された場合、診療所から検査センターへ予約
 - ③ 検査センターで PCR 検査を受ける
 - ④ 検査センターから検査の結果について連絡

新型コロナウイルス生活相談室について

- ・相談場所 草加市役所 西棟 1 階 専用☎048-922-1524
- ・内容 事業継続、生活維持等の初期相談に対応、庁内外の適切な部署につなぐ